

平成２３年度の奈良県立高等学校入学者特色選抜実施要項、奈良県立高等学校入学者一般選抜実施要項、奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜実施要項、奈良県立高等学校入学者第２次募集による選抜実施要項、奈良県立大和中央高等学校入学者選抜実施要項、奈良県立高等学校定時制課程入学者選抜成人特例措置要項、奈良県立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置要項、調査書及び学習成績一覧表等作成要領、県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明手続要領を次のように定めます。

平成２２年９月１７日

奈良県教育委員会委員長 上 野 道 善

平成23年度奈良県立高等学校入学者特色選抜実施要項

平成23年度奈良県立高等学校入学者特色選抜については、この要項（以下「特色選抜要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 応募資格

保護者（親権者又は未成年後見人をいいます。以下同じ。）とともに県内に居住している者（県内に外国人登録をしている者を含みます。）で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの。ただし、「県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領」により承認を受けた者は、県内に居住している者とみなします。

- (1) 中学校若しくはこれに準じる学校（以下「中学校」といいます。）を卒業した者又は平成23年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含めます。）を修了（以下「卒業」に含めます。）した者又は平成23年3月卒業見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

2 特色選抜を実施する学校・学科（コース）

「平成23年度奈良県立高等学校入学者選抜高校別実施概要」（以下「**高校別実施概要**」）といいます。）に示すとおりです。

3 募集人員

募集人員は、「平成23年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

4 出願方法

- (1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2学科（コース）まで志望することのできる高等学校については、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。
- (2) 2校以上に出願した者は、そのいずれの高等学校にも出願しなかったものとみなします。
- (3) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (4) 保護者とともに県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 **8** 参照）が必要です。

- (5) 十津川村立上野地中学校、小原中学校、折立中学校及び西川中学校を平成23年3月卒業見込みの者で、「中高連携した学習の記録」を提出できるものは、奈良県立十津川高等学校の特色選抜には出願できません。
- (6) 高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。以下同じ。）に在籍している者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。
- 平成23年2月14日（月） 午前9時から午後3時まで
- 平成23年2月15日（火） 午前9時から午後3時まで
- 郵送の場合は、平成23年2月9日（水）までの消印があるものに限りま。
- (2) 出願書類を郵送する場合は、簡易書留で速達とし、受検票等の返信用として出願者のあて先を明記し、660円（簡易書留・速達料金を含みます。）分の切手をはった封筒（定形郵便物用長形3号 12.0cm × 23.5cm）1枚を同封してください。また、郵送と同時に電話で、出願する高等学校長に出願者氏名、出願課程・学科（コース）その他必要な事項を連絡してください。
- (3) 志願者は、出願する高等学校長へ定められた期間内に次のアからカまでを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て提出してください。
- ア 入学願書（別に定める用紙）
- イ 入学考査料 2,200円（奈良県収入証紙により納付）
- ウ 「自己アピール文」記入票（様式1）（面接を実施する学科（コース）への出願者のみ必要）
- エ 実技検査受検種目届出票（様式2）及び演奏曲の楽譜（奈良県立高円高等学校音楽科への出願者のみ必要）
- オ 実技検査受検種目届出票（様式3）（奈良県立添上高等学校普通科及びスポーツサイエンス科への出願者のみ必要）
- カ 実技検査受検種目届出票（様式4）（奈良県立大和広陵高等学校普通科及び生涯スポーツ科への出願者のみ必要）
- (4) 入学願書にはり付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。
- (5) 高等学校長は、(3)の書類を受け付けたとき、受検票を交付してください。

6 調査書等の提出

- (1) 中学校長は、「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」に基づき、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。
- (2) 中学校長は、次のア及びイ各 1 通を奈良県教育委員会事務局学校教育課長（以下「学校教育課長」といいます。）あて平成 23 年 1 月 19 日（水）から同月 21 日（金）までの間に提出してください。

ア 学習成績一覧表（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式 3）

イ 学習成績分布表（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式 4 及び様式 5）

- (3) 中学校長は、出願者に関する書類各 1 通を、出願した高等学校長に下記により提出してください。

提出期間 平成 23 年 2 月 15 日（火） 午前 9 時から午後 4 時まで

平成 23 年 2 月 16 日（水） 午前 9 時から午後 1 時まで

提出書類 ア 調査書（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式 1）

イ 特技に関する記録〔体育〕（様式 5）（奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科及び奈良県立大和広陵高等学校生涯スポーツ科への出願者についてのみ必要）

- (4) 県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、(2)のア及びイは提出する必要はありません。
- (5) 高等学校長は、必要に応じて、調査書等の記載内容について中学校長に説明を求めることができます。

7 検査

- (1) 検査は、「第 1 日」は平成 23 年 2 月 21 日（月）に、「第 2 日」は平成 23 年 2 月 22 日（火）に、出願した高等学校で実施します。

なお、日程等の詳細については、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

- (2) 選抜は、学力検査、作文・小論文、面接及び実技検査の 4 種類の検査から、各高等学校が 2 つ以上の検査を選択して実施します。各学校・学科（コース）で実施する検査の種類、配点等は、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。
- (3) 国語、数学及び英語の学力検査問題は奈良県教育委員会で作成し、社会、音楽及び美術の学力検査問題は当該高等学校で作成します。
- (4) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (5) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜に当たってください。
- (2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲまでに基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

（調査書の「各教科の学習成績」（以下「学習成績」といいます。）の合計点（135点満点）、加重配点（学習成績及び学力検査の得点について、特定の教科又は全教科の取扱いを変えること）した後の学習成績の合計点又はそれらのいずれかに「特技に関する記録〔体育〕」を点数化した点を加算した後の合計点）

資料Ⅱ： 検査成績

（特色選抜において実施する各検査の合計点）

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

（調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」及び「その他の活動の記録」）

- (3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点及び長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。
ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。
イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。
- (4) 各高等学校における選抜資料の取扱いは、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。
- (5) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号で行ってください。
- (6) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

平成23年2月25日（金）午後、出願した高等学校で受検番号により発表します。

10 その他

- (1) 特色選抜で募集人員の100%を募集する学科（コース）において合格者数が募集人員に満たなかった場合及びそれ以外の学科においては、募集人員から合格者数を差し引いた人員について、一般選抜を実施します。

- (2) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに当該高等学校長に欠席届（様式6）を提出してください。
- (3) 特色選抜で合格した場合、必ず入学するものとします。
- (4) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、当該高等学校長に申し出てください。この場合、当該高等学校長は、学校教育課長と協議してください。
- (5) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者特色選抜に出願を希望する者は、平成23年1月20日（木）までに出席する高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し、健康診断票等を別に通知する方法により、進学先の高等学校長に提出してください。
- (7) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

スポーツ選考

平成23年度奈良県立高等学校入学者特色選抜の一環として、「スポーツ選考」を実施します。

特色選抜に出願する者の中で、「スポーツ選考」を希望する場合は、次の1から4まで及び6に基づいて出願してください。

1 応募資格

- (1) 応募資格は、特色選抜要項 **1 応募資格** に準じます。
- (2) 高等学校入学後、指定された運動部に所属し、3年間継続して活動する意欲がある者

なお、「スポーツ選考」を希望し、特色選抜に合格した場合、高等学校入学後、入学願書に記入した運動部に所属し活動するものとします。

2 「スポーツ選考」を実施する学校等

実施校、実施する学科（コース）及び指定する運動部については、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

なお、受検者数が実施する学科（コース）の募集人員を超えた場合に限り、「スポーツ選考」を実施します。

3 出願手続

志願者は、特色選抜要項 **5 出願手続** に準じて手続をしてください。

4 調査書等の提出

中学校長は、特色選抜要項 **6 調査書等の提出** に準じて手続をしてください。ただし、「特技に関する記録〔体育〕」（特色選抜要項の様式5）を提出してください。

5 入学者の選抜

- (1) 合否の判定については、実施校において次のアからウまでに掲げるところにより行ってください。

ア 各学科（コース）ごとに、特色選抜の募集人員から「スポーツ選考」による合格予定者数を除いた人員について、特色選抜要項 **8 入学者の選抜** に基づいて、合否の判定を行ってください。

イ アで、合格とならなかった受検者のうち、「特技に関する記録〔体育〕」の提出者だけを対象に、アで用いた調査書成績に、「特技に関する記録〔体育〕」を点数化した点を加算して、総合的に合否の判定を行ってください。

ウ ア及びイの結果、合格者が特色選抜の募集人員に満たなかった場合は、合格と
ならなかった受検者すべてについて、残りの人員を特色選抜要項 **8 入学者の選抜**
に基づいて、合否の判定を行ってください。

- (2) 各高等学校における選抜資料の取扱いは、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

6 その他

ここで定めるもののほか、スポーツ選考の実施については、特色選抜要項に準じます。

平成23年度奈良県立高等学校入学者一般選抜実施要項

平成23年度奈良県立高等学校入学者一般選抜については、この要項（以下「一般選抜要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 応募資格

応募資格は、特色選抜要項 **1 応募資格** に準じます。

2 一般選抜を実施する学校・学科（コース）

「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

3 募集人員

募集人員は、平成23年2月25日（金）に発表します。ただし、定時制課程において、成人特例措置による合格者数と学力検査等による合格者数との合計は、募集人員を超えないものとします。

4 出願方法

- (1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2学科（コース）まで志望することのできる高等学校については、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。
- (2) 2校以上に出願した者は、そのいずれの高等学校にも出願しなかったものとみなします。
- (3) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (4) 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の合格者は、奈良県立高等学校入学者一般選抜に出願することができません。
- (5) 保護者とともに県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 **8** 参照）が必要です。
- (6) 高等学校に在籍している者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

平成23年3月4日（金） 午前9時から午後3時まで

平成23年3月8日（火） 午前9時から午後3時まで

郵送の場合（特色選抜要項 **5 出願手続**(2)参照）は、平成23年3月2日（水）までの消印があるものに限りします。

- (2) 志願者は、出願する高等学校長へ定められた期間内に次のア及びイを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 入学考査料 全日制課程への出願者は2, 200円を、定時制課程への出願者は950円を、奈良県収入証紙により納付してください。ただし、定時制課程の分校への出願者は、1, 000円を現金で納付してください。

- (3) 入学願書にはり付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。
- (4) 高等学校長は、(2)の書類を受け付けたとき、受検票を交付してください。

6 調査書等の提出

中学校長は、特色選抜要項 **6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)及び(5)に準じて調査書等を提出してください。

なお、出願した高等学校への提出期間及び提出書類は、次のとおりです。

- (1) 提出期間

平成23年3月8日（火） 午前9時から午後4時まで

平成23年3月9日（水） 午前9時から午後1時まで

- (2) 提出書類

調査書（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式1）

7 学力検査等

- (1) 学力検査等は、平成23年3月14日（月）に、出願した高等学校で実施します。
- ただし、定時制課程の分校に出願した者の検査場は、当該高等学校長が定めます。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（各50点満点）です。

なお、英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。

- (3) 高等学校長は、奈良県教育委員会教育長の承認を得て、面接を実施することができます。
- (4) 学力検査の配点及び面接の実施の有無は、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。
- (5) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査問題は、奈良県教育委員会で作成します。
- (6) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜に当たってください。
- (2) 選抜は、次の資料Ⅰから資料Ⅲまでに基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

(学習成績の合計点(135点満点)又は加重配点した後の学習成績の合計点)

資料Ⅱ： 学力検査成績

(学力検査の各教科の合計点(250点満点)又は加重配点した後の学力検査の合計点)

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

(調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」及び「その他の活動の記録」)

なお、面接を実施した場合は、その結果も資料に加えるものとします。

- (3) 合否の判定については、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

- (4) 各高等学校における選抜資料の取扱いは、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。
- (5) 定時制課程において、成人特例措置による受検者数と学力検査等による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、受検者数の比率に応じてそれぞれの合格予定者数を定め、それに従って合格者を決定することを原則とします。この場合、成人特例措置による合格予定者数は次の式により算出し、学力検査等による合格予定者数は、募集人員から成人特例措置による合格予定者数を減じた数とします。ただし、成人特例措置による合格予定者数が募集人員に等しくなった場合は、この原則は適用しません。

$$(\text{募集人員}) \times \frac{(\text{成人特例措置による受検者数})}{(\text{全受検者数})} \quad [\text{小数点以下は切り上げ}]$$

- (6) 調査書及び学力検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号で行ってください。

- (7) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、学力検査等を行い選抜します。

9 合格発表

平成23年3月17日（木）午後、出願した高等学校で受検番号により発表します。

10 その他

- (1) 特色選抜、奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜及び一般選抜による合格者数が、学科（コース）の募集人員に満たなかった高等学校において、第2次募集による選抜を実施します。
- (2) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに当該高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。
- (3) 合格者で入学を辞退する者は、中学校長を経て、速やかに当該高等学校長に入学辞退届を提出してください。
- (4) 定時制課程に出願できる者は、原則として勤務に従事する者又は勤務に従事する予定の者です。
- (5) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、当該高等学校長に申し出てください。この場合、高等学校長は、学校教育課長と協議してください。
- (6) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者一般選抜に出願を希望する者は、平成23年1月20日（木）までに出席する高等学校長に申し出てください。
- (7) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し、健康診断票等を別に通知する方法により、進学先の高等学校長に提出してください。
- (8) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

平成23年度奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜実施要項

平成23年度奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜については、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

十津川村立上野地中学校、小原中学校、折立中学校及び西川中学校を平成23年3月卒業見込みの者で、「中高連携した学習の記録」を提出できるもの

2 募集人員

募集人員は、別に示す奈良県立十津川高等学校の募集人員を上限とします。

3 出願手続

(1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

平成23年2月8日（火） 午前9時から午後3時まで

郵送の場合（特色選抜要項**5 出願手続**(2)参照）は、平成23年2月4日（金）までの消印があるものに限りします。

(2) 志願者は、奈良県立十津川高等学校長へ定められた期間内に次のアからウまでを在学している中学校の校長を経て提出してください。

ア 連携型中高一貫教育に関する入学者選抜入学願書（別に定める用紙）

イ 入学考査料 2,200円（奈良県収入証紙により納付）

ウ 中高連携した学習の記録（奈良県立十津川高等学校長が別に定める様式）

(3) 入学願書にはり付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

(4) 高等学校長は、(2)の書類を受け付けたとき、受検票を交付してください。

(5) 出願後、入学願書の取下げはできません。

4 調査書等の提出

中学校長は、特色選抜要項**6 調査書等の提出**(1)、(2)及び(5)に準じて調査書等を提出してください。

なお、奈良県立十津川高等学校長への提出期間及び提出書類は、次のとおりです。

(1) 提出期間

平成23年2月8日（火） 午前9時から午後3時まで

(2) 提出書類

調査書（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式1）

5 検査

- (1) 検査は、平成23年2月21日（月）に、奈良県立十津川高等学校で実施します。
- (2) 作文（50点満点）及び面接を実施します。
- (3) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

6 入学者の選抜

- (1) 奈良県立十津川高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜に当たってください。
- (2) 選抜に当たっては、学習成績の合計点、調査書のその他の記載事項（調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」及び「その他の活動の記録」）、検査結果及び「中高連携した学習の記録」等を考慮して総合的に判定してください。
- (3) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号で行ってください。

7 合格発表

平成23年2月25日（金）午後、奈良県立十津川高等学校で受検番号により発表します。

8 その他

- (1) 奈良県立十津川高等学校の募集人員から出願者数を差し引いた人員について、特色選抜を実施します。さらに、奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜及び特色選抜の合格者数が募集人員に満たなかった場合は、募集人員からこれら2つの選抜の合格者数を差し引いた人員について、一般選抜を実施します。
- (2) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに奈良県立十津川高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。
- (3) 奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜で合格した場合、必ず入学するものとします。
- (4) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、奈良県立十津川高等学校長に申し出てください。この場合、奈良県立十津川高等学校長は、学校教育課長と協議してください。
- (5) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し、健康診断書等を別に通知する方法により、奈良県立十津川高等学校長に提出してください。

- (6) この要項で定めるもののほか、必要な事項は奈良県立十津川高等学校長が別に定めます。

平成23年度奈良県立高等学校入学者第2次募集による選抜実施要項

平成23年度奈良県立高等学校入学者の第2次募集による選抜については、この要項（以下「第2次募集要項」といいます。）に基づいて実施します。

1 第2次募集による選抜の実施

第2次募集による選抜は、特色選抜、奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜及び一般選抜による合格者数が、学科（コース）の募集人員に満たなかった高等学校において実施します。

2 応募資格

応募資格は、特色選抜要項 **1 応募資格** に準じます。ただし、奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の合格者は除きます。

3 第2次募集による選抜を実施する学校・学科（コース）等

第2次募集による選抜を実施する学校・学科（コース）及び募集人員は、平成23年3月17日（木）に発表します。

4 出願方法

- (1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2学科（コース）まで志望することのできる高等学校については、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。
- (2) 2校以上に出願した者は、そのいずれの高等学校にも出願しなかったものとみなします。
- (3) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (4) 保護者とともに県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業等者の奈良県立高等学校への志願手続要領 **8** 参照）が必要です。
- (5) 高等学校に在籍している者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

平成23年3月22日（火） 午前9時から午後3時まで

- (2) 志願者は、出願する高等学校長へ定められた期間内に次のアからエまでを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）

イ 入学考査料 全日制課程への出願者は2, 200円を、定時制課程への出願者は950円を、奈良県収入証紙により納付してください。ただし、定時制課程の分校への出願者は、1, 000円を現金で納付してください。

ウ 実技検査受検種目届出票（特色選抜要項の様式2）及び演奏曲の楽譜（奈良県立高円高等学校音楽科への出願者のみ必要）

エ 実技検査受検種目届出票（特色選抜要項の様式3）（奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科への出願者のみ必要）

(3) 入学願書にはり付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

(4) 高等学校長は、(2)の書類を受け付けたとき、受検票を交付してください。

6 学力検査等

(1) 学力検査等は、平成23年3月24日（木）に、出願した高等学校で実施します。ただし、定時制課程の分校に出願した者の検査場は、当該高等学校長が定めます。

(2) 学力検査及び面接を実施します。

(3) 学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（各50点満点）です。ただし、英語の学力検査には、聞き取り検査はありません。

なお、音楽科、美術科、デザイン科及びスポーツサイエンス科の受検者には、実技検査も併せて実施します。詳細は「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

(4) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査問題は、奈良県教育委員会で作成します。

(5) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

7 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜に当たってください。

(2) 可否の判定については、原則として、学力検査、面接及び実技検査（実施校のみ）の得点を合計し、合計点の多い者から順に合格とします。

(3) 各高等学校における選抜資料の取扱いは、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

(4) 調査書は用いません。

(5) 定時制課程において、成人特例措置による受検者数と学力検査等による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、一般選抜要項**8入学者の選抜**(5)により、合格者を決定することを原則とします。

(6) 検査の事務処理等は、可否の判定が終わるまで、出願者の氏名及び受検番号以外

の記号で行ってください。

- (7) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

8 合格発表

平成23年3月25日（金）に、出願した高等学校で受検番号により発表します。

9 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに当該高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。
- (2) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、当該高等学校長に申し出てください。この場合、高等学校長は、学校教育課長と協議してください。
- (3) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し、健康診断票等を別に通知する方法により、進学先の高等学校長に提出してください。
- (4) この要項で定めるもののほか、実施については、一般選抜要項に準じます。

平成23年度奈良県立大和中央高等学校入学者選抜実施要項

平成23年度奈良県立大和中央高等学校における定時制課程（三部制）及び通信制課程の入学者選抜については、この要項（以下「大和中央高等学校選抜要項」といいます。）に基づいて実施します。

定時制課程（三部制）における入学者選抜

1 応募資格

応募資格は、特色選抜要項 **1 応募資格** に準じます。

2 選抜を実施する部

I 部（午前の部）、II 部（午後の部）及びIII 部（夜間の部）で実施します。

3 選抜の種類

各部とも、A 選抜、B 選抜及びC 選抜の枠組みで実施します。

4 募集人員

各部の募集人員は、「平成23年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

なお、各部ともA 選抜において募集人員の100%を募集します。B 選抜はA 選抜で募集人員に満たなかった部において実施し、C 選抜はA 選抜及びB 選抜で募集人員に満たなかった部において実施します。

5 出願方法

(1) 出願は、1つの部に限ります。ただし、I 部とII 部については、順位を付けて2つの部まで志望することができます。

(2) 出願後、入学願書の取下げはできません。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者は、奈良県立大和中央高等学校定時制課程（三部制）における入学者選抜に出願することができません。

ア 各選抜と同時期に実施される、奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校への出願者

イ 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の合格者

ウ 高等学校に在籍している者

(4) 保護者とともに県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 **8 参照**）が必要です。

6 出願手続

- (1) 各選抜における入学願書受付期間は、次のとおりです。

選抜の種類	入 学 願 書 受 付 期 間
A 選 抜	平成23年2月14日（月） 午前9時から午後3時まで 平成23年2月15日（火） 午前9時から午後3時まで 郵送の場合（特色選抜要項 5 出願手続 (2)参照）は、平成23年2月9日（水）までの消印があるものに限ります。
B 選 抜	平成23年3月4日（金） 午前9時から午後3時まで 平成23年3月8日（火） 午前9時から午後3時まで 郵送の場合（特色選抜要項 5 出願手続 (2)参照）は、平成23年3月2日（水）までの消印があるものに限ります。
C 選 抜	平成23年3月22日（火） 午前9時から午後3時まで

- (2) 志願者は、奈良県立大和中央高等学校長へ入学願書受付期間内に次のアからウまでを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て提出してください。

ア 入学願書（A選抜は特色選抜要項の入学願書、B選抜及びC選抜は一般選抜要項の入学願書参照）

イ 入学考査料 950円（奈良県収入証紙により納付）

ウ 「自己アピール文」記入票（特色選抜要項の様式1）

- (3) 入学願書にはり付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。
- (4) 奈良県立大和中央高等学校長は、(2)の書類を受け付けたとき、受検票を交付してください。

7 検査

- (1) 検査は、いずれの選抜においても、奈良県立大和中央高等学校で実施します。
- 各選抜の検査は、次の日に実施します。

選抜の種類	検 査 日
A 選 抜	平成23年2月21日（月）及び同月22日（火）
B 選 抜	平成23年3月14日（月）
C 選 抜	平成23年3月24日（木）

なお、日程等の詳細については、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

- (2) 検査は、いずれの選抜においても、国語及び数学の学力検査（各50点満点）、作文・小論文（50点満点）並びに面接（50点満点）を実施します。

なお、詳細については、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

- (3) いずれの選抜においても、検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 奈良県立大和中央高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜に当たってください。
- (2) 可否の判定については、原則として、学力検査、作文・小論文及び面接の得点を合計し、合計点の多い者から順に合格とします。
- (3) 各選抜において、成人特例措置による受検者数と学力検査等による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、一般選抜要項 **8 入学者の選抜**(5)により、合格者を決定することを原則とします。
- (4) 調査書は用いません。
- (5) 検査の事務処理等は、可否の判定が終わるまで、出願者の氏名及び受検番号以外の記号で行ってください。
- (6) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

9 合格発表

次の各選抜の合格発表日の午後、奈良県立大和中央高等学校で、受検番号により発表します。

選抜の種類	合 格 発 表 日
A 選 抜	平成23年2月25日（金）
B 選 抜	平成23年3月17日（木）
C 選 抜	平成23年3月25日（金）

10 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに奈良県立大和中央高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。
- (2) A選抜で合格した場合、必ず入学するものとします。
- (3) B選抜の合格者で入学を辞退する者は、中学校長を経て、速やかに奈良県立大和中央高等学校長に入学辞退届（一般選抜要項の様式）を提出してください。
- (4) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、奈良県立大和中央高等学校長に申し出てください。この場合、奈良県立大和中央高等学校長は、学校教育課長と

協議してください。

- (5) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立大和中央高等学校定時制課程（三部制）における入学者選抜に出願を希望する者は、平成23年1月20日（木）までに奈良県立大和中央高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し、健康診断票等を、別に通知する方法により、奈良県立大和中央高等学校長に提出してください。
- (7) この要項で定めるもののほか、必要な事項は奈良県立大和中央高等学校長が別に定めます。

通信制課程における入学者選抜

1 応募資格

応募資格は、特色選抜要項 **1 応募資格** に準じます。

2 選抜の種類

通信制課程選抜及び通信制課程第2次募集による選抜の枠組みで実施します。

3 募集人員

募集人員は、「平成23年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。

なお、通信制課程選抜において募集人員の100%を募集します。通信制課程第2次募集による選抜は、通信制課程選抜で募集人員に満たなかった場合に実施します。

4 出願方法

- (1) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する者は、奈良県立大和中央高等学校通信制課程における入学者選抜に出願することができません。

ア 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の合格者

イ 高等学校に在籍している者

- (3) 保護者とともに県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 **8** 参照）が必要です。

5 出願手続

- (1) 入学願書の用紙は、奈良県立大和中央高等学校で交付します。

なお、交付期間は、次のとおりです。

平成23年1月23日（日）、同年2月13日（日）、同月27日（日）、同

年３月２日（水）、同月１８日（金）、同月２５日（金）、同月２７日（日）の午前９時から午後３時まで

- (2) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

選抜の種類	入 学 願 書 受 付 期 間
通信制課程選抜	平成２３年３月４日（金） 午前９時から午後３時まで 平成２３年３月８日（火） 午前９時から午後３時まで
通信制課程第２次募集による選抜	平成２３年３月２２日（火） 午前９時から午後３時まで 平成２３年３月２８日（月） 午前９時から午後３時まで

- (3) 志願者は、奈良県立大和中央高等学校長へ入学願書受付期間内に次の書類を出身中学校又は在学している中学校の校長を経て提出してください。

入学願書（別に定める用紙）

- (4) 奈良県立大和中央高等学校長は、(3)の書類を受け付けたとき、受検票を交付してください。

6 検査

- (1) 検査は、いずれの選抜においても、奈良県立大和中央高等学校で実施します。

各選抜の検査は、次の日に実施します。

選抜の種類	検 査 日
通信制課程選抜	平成２３年３月１４日（月）
通信制課程第２次募集による選抜	平成２３年３月２９日（火）

なお、日程等の詳細については、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

- (2) 検査は、面接（５０点満点）を実施します。

なお、詳細については、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

- (3) いずれの選抜においても、検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

7 入学者の選抜

- (1) 奈良県立大和中央高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜に当たってください。

- (2) 選抜は、検査結果により行います。

なお、調査書は用いません。

- (3) 検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名及び受検番号以外の記号で行ってください。

8 合格発表

次の各選抜の合格発表日に、奈良県立大和中央高等学校で、受検番号により発表します。

選抜の種類	合 格 発 表 日
通信制課程選抜	平成 23 年 3 月 17 日（木）
通信制課程第 2 次募集による選抜	平成 23 年 3 月 30 日（水）

9 その他

- (1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに奈良県立大和中央高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式 6）を提出してください。
- (2) 合格者で入学を辞退する者は、中学校長を経て、速やかに奈良県立大和中央高等学校長に入学辞退届（一般選抜要項の様式）を提出してください。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、奈良県立大和中央高等学校長に申し出てください。この場合、奈良県立大和中央高等学校長は、学校教育課長と協議してください。
- (4) 学校教育法施行規則第 95 条第 5 号の規定により奈良県立大和中央高等学校通信制課程における入学者選抜に出願を希望する者は、平成 23 年 1 月 20 日（木）までに奈良県立大和中央高等学校長に申し出てください。
- (5) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し、健康診断票等を、別に通知する方法により、奈良県立大和中央高等学校長に提出してください。
- (6) この要項で定めるもののほか、必要な事項は奈良県立大和中央高等学校長が別に定めます。

平成23年度奈良県立高等学校定時制課程入学者選抜成人特例措置要項

一般選抜、第2次募集による選抜及び奈良県立大和中央高等学校入学者選抜における定時制課程成人特例措置は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

特色選抜要項 **1 応募資格**に定める資格を有する者で、かつ、平成3年4月1日以前に生まれたもの

2 特例措置を実施する課程

奈良県立高等学校定時制課程（賀名生分校及び山添分校を含みます。）における一般選抜、第2次募集による選抜及び奈良県立大和中央高等学校定時制課程（三部制）における入学者選抜で実施します。

3 募集人員

一般選抜要項 **3 募集人員**及び大和中央高等学校選抜要項の定時制課程（三部制）における入学者選抜 **4 募集人員**によります。

4 出願手続

(1) 成人特例措置を希望する者は、一般選抜要項、第2次募集要項及び大和中央高等学校選抜要項により手続をしてください。

なお、出願書類は次のア及びイのとおりです。

ア 定時制課程成人特例措置入学願書（別に定める用紙）

イ 入学考査料 950円（奈良県収入証紙により納付）。ただし、分校への出願者は、1,000円を現金で納付してください。

(2) 入学願書にはり付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

(3) 高等学校長は、(1)の書類を受け付けたとき、受検票を交付してください。

5 検査

(1) 出願した高等学校において、作文（50点満点）及び面接を実施します。

(2) 作文の問題は、奈良県立大和中央高等学校入学者A選抜においては奈良県立大和中央高等学校が作成し、その他の選抜においては奈良県教育委員会が作成します。

6 入学者の選抜

検査結果を選抜資料とし、総合的に判定します。

なお、成人特例措置による受検者数と学力検査等による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、一般選抜要項 **8 入学者の選抜**(5)、第2次募集要項 **7 入学者の選抜**

(5)及び大和中央高等学校選抜要項の定時制課程（三部制）における入学者選抜**8 入学者の選抜**⁽³⁾により合格者を決定することを原則とします。

7 合格発表

各選抜の合格発表と同時に、出願した高等学校で受検番号により発表します。

8 その他

この要項で定めるもののほか、実施については、各選抜の要項に準じます。

平成23年度奈良県立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置要項

平成23年度奈良県立高等学校入学者選抜における帰国生徒等特例措置は、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

特色選抜要項 **1 応募資格** に定める資格を有する者で、かつ、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 保護者の海外勤務に伴う外国での在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して2年以上の者で、平成22年1月1日以降に帰国したもの

イ 中国等引揚者等で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの

ウ 外国人生徒で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの

2 特例措置を実施する学校・学科

奈良県立二階堂高等学校 普通科

奈良県立法隆寺国際高等学校 普通科・歴史文化科・国際英語科・国際教養科

奈良県立高取国際高等学校 国際英語科・国際コミュニケーション科・国際文化科

3 募集人員

各校各学科若干名

4 出願方法

- (1) 出願は、**2**に掲げる高等学校のうち1校1学科に限ります。ただし、奈良県立法隆寺国際高等学校及び奈良県立高取国際高等学校については、順位を付けて2学科まで志望することができます。

なお、その範囲は「**高校別実施概要**」 **1 特色選抜について** に示す順位を付けて2学科まで志望することができる学科の範囲とします。

- (2) 保護者とともに県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領 **8** 参照）が必要です。

5 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

平成23年2月14日（月） 午前9時から午後3時まで

平成23年2月15日（火） 午前9時から午後3時まで

郵送の場合（特色選抜要項 **5 出願手続** (2) 参照）は、平成22年2月9日（水）ま

での消印があるものに限りです。

- (2) 志願者は、出願する高等学校長へ定められた期間内に次のアからオまでを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て提出してください。ただし、県内の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、エ及びオの提出は不要です。

ア 帰国生徒等特例措置入学願書（別に定める用紙）

イ 入学考査料 2, 200円（奈良県収入証紙により納付）

ウ 帰国生徒等特例措置適用申請書

エ 海外生活を証明する書類

オ 奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領の様式1）

- (3) 入学願書にはり付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。
(4) 高等学校長は、(2)の書類を受け付けたとき、受検票を交付してください。

6 調査書等の提出

中学校長は、特色選抜要項**6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)及び(5)に準じて調査書等を提出してください。

なお、出願した高等学校への提出期間及び提出書類は、次のとおりです。

- (1) 提出期間

平成23年2月15日（火） 午前9時から午後4時まで

平成23年2月16日（水） 午前9時から午後1時まで

- (2) 提出書類

調査書（調査書及び学習成績一覧表等作成要領の様式1。ただし、調査書を提出できない場合は、これに代わるもの）

7 検査

- (1) 検査は、平成23年2月21日（月）に、出願した高等学校で実施します。
(2) 検査は、数学及び英語の学力検査（各40点満点）、作文（40点満点）並びに面接を実施します。
(3) 学力検査は、特色選抜の数学及び英語の検査問題により実施します。
(4) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 選抜に当たっては、検査成績、面接の結果等を考慮して、総合的に判定します。

- (2) 調査書及び検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号で行ってください。

9 合格発表

平成23年2月25日（金）午後、出願した高等学校で受検番号により発表します。

10 その他

- (1) この特例措置で合格した場合、必ず入学するものとします。
- (2) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに当該高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。
- (3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、学校教育課長に事前に連絡の上、当該高等学校長に申し出てください。この場合、高等学校長は、学校教育課長と協議してください。
- (4) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し、健康診断票等を別に通知する方法により、進学先の高等学校長に提出してください。
- (5) この要項で定めるもののほか、必要な事項は、特例措置を実施する高等学校長が別に定めます。

調査書及び学習成績一覧表等作成要領

調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表の作成については、この要領に基づいてください。

1 調査書

- (1) 調査書（様式1）は、生徒指導要録に基づいて、中学校長が厳正に作成してください。作成に当たっては、調査書作成委員会を設置し、公正を期してください。
- (2) 調査書は、再生上質紙で四六判換算70kg（又は菊判換算48.5kg）程度の用紙を使用してください。
- (3) 調査書の「生徒番号」欄には、「学習成績一覧表」の当該生徒の生徒番号と同じ番号を記入してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、斜線を記入してください。また、平成22年12月23日以降に転・編入学した生徒についても、斜線を記入してください。
- (4) 調査書の「卒業・卒業見込み」「全日制・定時制」については、該当するものを○印で囲んでください。
- (5) 学習成績は、次のアからオまでのとおりです。

ア 学習成績は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び英語の各教科とも、第2学年と第3学年の成績を1：2の割合で算出してください。この場合、平成23年3月卒業見込みの者の第3学年の成績は、第1学期及び第2学期の成績によってください。ただし、2学期制を実施している中学校においては、4月から12月までの成績によってください。

イ 各教科別に、次の(ア)と(イ)を合計して、学習成績を15点満点で記入してください。

(ア) 生徒指導要録に記載された第2学年の5段階評定値

(イ) 第3学年の第1学期と第2学期の観点別学習状況の評価を総括した5段階評定値を2倍した数値又は第3学年の第1学期と第2学期のそれぞれの5段階評定値を合計した数値。ただし、2学期制を実施している中学校においては、上記に準じて第3学年の成績を算出してください。

ウ 学習成績の算出に当たっては、中学校長は「各教科の学習成績算出資料」（様式2）を作成し、1年間これを保存してください。

エ 県外中学校から出願する者の学習成績も、ア及びイにより、15点満点としま

す。

オ 過年度卒業者についても、アにより、15点満点としますが、当該生徒に関する生徒指導要録記載の第2学年及び第3学年の評定によって算出してください。

(6) 調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」及び「その他の活動の記録」欄の記入の際には、次のアからウまでに留意してください。

ア 「学習活動の記録」欄には、「選択教科」及び「総合的な学習の時間」について、成果等が顕著な場合に、その内容を記入してください。

イ 「特別活動の記録」欄には、学級活動、生徒会活動、学校行事等、生徒の特別活動の状況について、主な事実を記入してください。

ウ 「その他の活動の記録」欄には、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動等、ア及びイ以外の活動について、その実績等を具体的に記入してください。

なお、特色選抜において、「特技に関する記録〔体育〕」を提出する生徒の場合には、「特技に関する記録〔体育〕」に記載した競技成績及び活動の記録等も記入してください。

(7) 平成17年3月以前の卒業者については、(5)及び(6)は記入する必要はありません。

2 学習成績一覧表

学習成績一覧表（様式3）は、学習成績を第3学年の生徒全員について学級ごとに別葉で作成してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、作成する必要はありません。

3 学習成績分布表

学習成績分布表（様式4及び様式5）は、学習成績一覧表に学習成績を記入した生徒全員について作成してください。ただし、県外中学校から出願する者及び過年度卒業者については、作成する必要はありません。

県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領

他の都道府県に居住している者は、奈良県立高等学校に出願できませんが、この要領の 1 から 7 までの各号に該当する者は、所定の手続を経て出願することができます。また、保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が、奈良県立高等学校に出願する場合にも所定の手続が必要です。

なお、奈良県公立高等学校に出願した場合には、他の都道府県の公立高等学校に出願できません。

1 出願当時は他の都道府県に居住しているが、高等学校入学時には保護者とともに奈良県内に居住することが確実である者

- (1) 全日制課程を志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式 1）に必要な書類を添え、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。この場合、原則として奈良県教育委員会が開催する説明会に出席してください。また、定時制課程又は通信制課程を志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（当該高等学校で交付）に必要な書類を添え、当該高等学校長の承認を得てください。この場合、原則として当該高等学校が開催する説明会に出席してください。

- (2) 承認手続の期間は、次のとおりです。

ア 全日制課程

(ア) 特色選抜及び帰国生徒等特例措置

平成 23 年 1 月 24 日（月）から同年 2 月 3 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで

(イ) 一般選抜

平成 23 年 1 月 24 日（月）から同年 2 月 22 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで

(ウ) 第 2 次募集による選抜

平成 23 年 1 月 24 日（月）から同年 3 月 8 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで

イ 定時制課程及び通信制課程

平成 23 年 1 月 24 日（月）から各選抜の出願期日までとします。

- (3) その他必要な事項については、別に定める「平成 23 年度奈良県立高等学校入学

者選抜の受検を希望する皆さんへ」によります。

2 他府県に居住している者で、志願する学科を設置する高等学校が、奈良県立高等学校を除けば、著しく遠隔で通学が困難であると認められるもの

- (1) 志願できる学校・学科は、次のとおりです。ただし、通学に長時間を要する地域からは出願できません。

奈良県立御所実業高等学校薬品科学科 奈良県立吉野高等学校森林科学科

- (2) 志願できる者は、奈良県教育委員会が開催する説明会に出席し、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式2）に必要な書類を添え、平成23年1月12日（水）から同月18日（火）午後5時までに所定の手続を完了し、奈良県教育委員会教育長の承認を得た者に限ります。

3 他府県に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

- (1) 京都府京田辺市に居住している者で、教育に関する事務の委託により生駒市立生駒北中学校を卒業したもの又は卒業見込みのものは、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式1）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。
- (2) その他の地域に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのものについては別に定めます。

4 和歌山県に居住している者で、本県と和歌山県との覚書により、指定地域内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

奈良県立十津川高等学校に出願できます。この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式2）により、特色選抜においては平成23年1月24日（月）から同年2月3日（木）午後5時までに、一般選抜においては平成23年1月24日（月）から同年2月22日（火）午後5時までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

5 三重県名張市に居住している者で、同市内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

第2次募集による選抜に限り、橿原市、桜井市及び宇陀市内に設置する奈良県立高等学校に出願できます。この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式2）により、平成23年3月22日（火）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認

を得てください。

6 三重県伊賀市又は名張市に居住している者で、それぞれの市内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

奈良県立山辺高等学校山添分校に出願できます。この場合、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（山添分校で交付）により、各選抜の出願期日までに、奈良県立山辺高等学校長の承認を得てください。

7 他府県に居住している者で、奈良県内の企業に就職しているもの又は就職する予定のもの

- (1) 奈良県立高等学校の定時制課程（奈良県立大和中央高等学校のⅠ部及びⅡ部並びに定時制課程の分校を除きます。）に出願できます。
- (2) 志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（当該高等学校で交付）に必要な書類を添え、当該高等学校長の承認を得てください。この場合、原則として当該高等学校が開催する説明会に出席してください。
- (3) 承認手続の期間は、次のとおりです。

ア 奈良県立大和中央高等学校定時制課程A選抜

平成23年1月24日（月）から同年2月15日（火）までの午前9時から午後5時まで。ただし、2月15日（火）は午前9時から午後3時まで

イ 一般選抜及び奈良県立大和中央高等学校定時制課程B選抜

平成23年1月24日（月）から同年3月8日（火）までの午前9時から午後5時まで。ただし、3月8日（火）は午前9時から午後3時まで

ウ 第2次募集による選抜及び奈良県立大和中央高等学校定時制課程C選抜

平成23年1月24日（月）から同年3月22日（火）までの午前9時から午後5時まで。ただし、3月22日（火）は午前9時から午後3時まで

8 保護者とともに奈良県内に居住している者で、他の都道府県の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

- (1) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、1に準じて承認を得てください。
- (2) 教育に関する事務の委託により県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、(1)の承認を要しません。ただし、奈良県公立高等学校出願資格証明書（様式3）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の証明を得てください。

9 その他

この要領で定めるもののほか、必要な事項は、各選抜の要項に準じます。

他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明手続要領

他の都道府県の公立高等学校への進学を希望する場合には、所定の手続が必要です。

他の都道府県の公立高等学校への進学希望者で、奈良県教育委員会教育長の証明が必要なものは、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願に当該都道府県の関係書類を添え、奈良県教育委員会教育長に願い出てください。

1 証明書類

出願しようとする都道府県の入学者募集要項により、どのような書類が必要であるかを確認してください。都道府県によっては、奈良県教育委員会教育長の証明が必要な場合や、市町村教育委員会教育長又は中学校長の証明が必要な場合等があります。

2 証明手続

奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする場合は、次の(1)及び(2)によってください。市町村教育委員会教育長又は中学校長の証明でよい場合等は、この手続をする必要はありません。

- (1) 出願しようとする都道府県の教育委員会事務局等において、関係書類を受領してください。
- (2) 次のア及びイの書類を学校教育課長に提出し、証明を受けてください。

ア 出願しようとする都道府県に提出する書類のうち、奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする書類（必要事項を記入したもの）

イ 「他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願」

3 その他

- (1) 奈良県教育委員会教育長の証明を受ける場合には、時間的余裕をもって手続をしてください。
- (2) この証明を受けた者は、本県公立高等学校への出願は認められません。

〔参考〕

奈良県教育委員会教育長の証明を必要とする場合の手続の流れ

